

建企第 442 号
令和 4 年 1 月 20 日

各総合支庁建設部（次）長
部内各課（室）長 殿
部内各公所長

県土整備部長

大雪に伴う工事等の全部又は一部の一時中止措置について（通知）

年明けからの大雪に伴い、受注者から地域の除排雪対策等のために契約中の工事等の全部又は一部の一時中止を求められることが想定されます。

つきましては、「県土整備部所管事業の工事等（建設工事関連業務を含む。）に係る全部又は一部の一時中止措置」（以下「一時中止」という。）に関して下記により対応願います。

記

1 作業が困難となった工事等に係る一時中止

大雪に伴い現場作業が困難となり、受注者が工事等を継続できないと認められるときは、受注者の意向を踏まえ、一時中止を行うこと。

2 地域の除排雪対策を優先して行うための一時中止

大雪に伴う除排雪にあたっては技能労働者の確保など、地域建設業界の協力が不可欠であることから、工事等の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、除排雪対策を優先して行うことができるよう、受注者の意向も踏まえ、一時中止を行うこと。

上記 1、2 による一時中止や工期の延長が必要と認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、建設工事請負契約約款等に基づき一時中止や設計図書等の変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更又は工期の延長を行うなど、適切に措置すること。

なお、一時中止により工事の完成等が次年度になると予想される場合は、忘れずに繰越手続を行うこと。

担 当
建設企画課 課長補佐 本 橋
TEL023-630-2653